

平成26年 秋の火災予防運動週間

【期 間】 11月2日(日)～8日(土)

【防火標語】 「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

《期間中の主な行事》

1 サイレン吹鳴(期間中1日5回)

【二ツ井消防署藤里分署】

- ・午前6時(15秒 時報)
- ・午前7時(30秒 2回)
- ・正 午(15秒 時報)
- ・午後5時(15秒 時報)
- ・午後9時(30秒 2回)

2 藤里町消防団秋季訓練

【藤里町消防団、二ツ井消防署藤里分署】

〔日時〕 11月2日(日) 午前9時30分頃(予定)

〔場所〕 藤里町消防団第4分団管轄区域内(米田地区)

3 高齢者一人暮らし住宅防火訪問

【藤里町社会福祉協議会、二ツ井消防署藤里分署】

一人暮らし高齢者宅を訪問し、生活状況、健康状態を把握するとともに、消防署員が防火対策の助言等をさせていただきます。

4 防火広報巡回

【二ツ井消防署藤里分署】

消防署車が警鐘(カーンカーン)を吹鳴し、町内を巡回します。



※上記ポスター画像につきましては、日本損害保険協会より使用許諾を頂いております。

<http://www.sonpo.or.jp/news/image/04987.jpg>

【お問い合わせ先】 二ツ井消防署藤里分署 ☎ 79-1119

森林の伐採には届出が必要です



《伐採の前にまず届出を》

「自分の山の木なら、自由に伐ってもいい。」

こんなふうに思っている森林所有者の方はいらっしゃいませんか。

森林所有者などが森林の立木を伐採しようとする場合は、森林法10条の8の規定により、あらかじめ市町村に伐採届を提出しなければなりません。

《伐採届》

【提出日】 伐採を始める30日から90日前

【提出先】 藤里町農林課 林業振興係

【記載事項】 森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、林齢等

【添付書類】 伐採する場所の位置図、伐採する土地の面積がわかるもの

※農林課林業振興係で図面により確認することができますので、伐採する場所の位置図をお持ちください。

【お問い合わせ先】 藤里町農林課 林業振興係 ☎ 79-2114